

南越前町告示第51号

南越前町生ごみ处理器設置奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、一般家庭における生ごみ处理器(以下「处理器」という。)の設置に対し、南越前町生ごみ处理器設置奨励金(以下「奨励金」という。)を予算の範囲内において交付することにより、ごみの減量化と堆肥化による有効利用を図ることを目的とする。

(適用規則)

第2条 奨励金の交付については、南越前町補助金等交付規則(平成17年南越前町規則第38号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象处理器等)

第3条 奨励金交付の対象となる处理器(以下「対象处理器」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) コンポスト容器等(1世帯につき2基までに限る。)

(2) 電動式生ごみ処理機(1世帯につき1基までに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象处理器としない。

(1) 営利転売を目的として購入されたもの

(2) 中古品

3 対象处理器は、奨励金の交付申請年度内に購入したものに限る。

(対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者は、南越前町内に住所を有する者であって、対象处理器を購入し設置している者とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

ア コンポスト容器等 本体購入価格(消費税相当額を含み、別売附属品に係る費用、送料等は含まないものとする。以下同じ。)の10分の7以内の

額とし、処理器1基に対して10,000円を上限とする。

イ 電動式生ごみ処理機 本体購入価格の10分の7以内の額とし、処理器1基に対して50,000円を上限とする。

2 奨励金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、南越前町生ごみ処理器設置奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に処理器購入に係る領収証書及び町税の滞納がないことが分かる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付等)

第7条 町長は、前条の申請書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に、南越前町生ごみ処理器設置奨励金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により通知する。

2 町長は、前項に規定する通知を行ったときは、前条の申請書類に記載の銀行口座に、口座振込みの方法により奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた者に対し、当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

この告示は、令和7年7月1日から施行する。